

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
小売販売業者甲の臨時業者登録
建設業者の登録
建設業者の更新登録
土地改良事業計画の縦覧
土地改良区定款変更認可
土地改良区役員の退任及び就任
農業委員会の区域の変更
種畜証明書の返納
土地の立入測量等
- ◇教委規則 教育長に対する事務委任規則
鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正
県費負担教職員の勤務時間等に関する規則
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 昭和三十年五月鳥取県公安委員会告示第三号（遊技料金の最高額等）の一部改正

告示

鳥取県告示第五百三三号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）
第三十五条の四の規定にもとづき次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

| 登録番号 | 氏名または名称 | 営業所所在地 | 業務内容 |
|-------|---------|--------------------|------|
| 第七二四号 | 岸田きみ子 | 鳥取市吉方一区 七九一番地の九 | 飲食店 |
| 第七二五号 | 増田 次男 | 境港市京町五番地 | 飲食店 |

鳥取県告示第五百四号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）
第十九条第一項の規定に基き、次のとおり小売販売業者
甲の臨時業者登録をした。

昭和三十一年十月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂
一 登録した業者
登録番号 第四〇〇号
登録年月日 昭和三十一年十月三十日
氏名 宮脇 歳男
営業所所在地 鳥取市東品治町三番地
事業区域 鳥取市第一
業務開始月日 昭和三十一年十一月一日
二 廃業した業者

登録番号 東第二四号
氏名 大河原禎寿
営業所所在地 鳥取市東品治町三番地

鳥取県告示第五五五号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。
昭和三十一年十月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五五五号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。
昭和三十一年十月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

| | | | | |
|----------------------|----------|--------------|------------|----------------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 商号又は名称 | おもな営業所の所在地 | 申請者氏名 |
| 鳥取県知事登録 (に) 第四三九号 | 昭三一、八、二二 | 木下建設株式会社 | 鳥取市吉方町七二 | 木下 惣市 |
| 〃 | 〃 | 日本プロック工業株式会社 | 米子市加茂町二丁目八 | 大西 節夫 |
| 〃 | 〃 | 八、二八 | 鳥取市庵丁人町二八 | 大野 勇 |
| 〃 | 〃 | 四四一号 | 大野建設株式会社 | 中島 石雄 |
| 〃 | 〃 | 九、一五 | 〃 | 元 鑄物師町八二ノ二 |
| 〃 | 〃 | 四四二号 | 中島工業 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 九、二〇 | 〃 | 気高郡鹿野町大字鹿野六六ノ一 |
| 〃 | 〃 | 四四三号 | 徳重組 | 徳重 実男 |

鳥取県告示第五百六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。
昭和三十一年十月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

| | | | | |
|----------------------|---------|--------|------------|--------------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 商号又は名称 | おもな営業所の所在地 | 申請者氏名 |
| 鳥取県知事登録 (に) 第一七二号 | 昭三一、八、一 | 大佐古組 | 鳥取市栗谷町七八 | 大佐古 実 |
| 〃 | 〃 | 工 営 社 | 〃 | 児玉 勢一 |
| 〃 | 〃 | 一七九号 | 徳 田 組 | 徳田 義延 |
| 〃 | 〃 | 一八九号 | 〃 | 樋口 伊吉 |
| 〃 | 〃 | 三四二号 | 八、二〇 | 東品治町二三五 |
| 〃 | 〃 | 一七六号 | 八、二七 | 野間 敏勝 |
| 〃 | 〃 | 三四四号 | 八、二〇 | 有限会社 住田組 |
| 〃 | 〃 | 一八一号 | 八、二〇 | 鳥取建設株式会社 |
| 〃 | 〃 | 一九七号 | 九、二 | 鳥取市東品治町一〇ノ一五 |
| 〃 | 〃 | 二〇四号 | 九、二 | 片原一丁目三四ノ一五 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 西品治町二五ノ二四 |

| | | | | | | |
|---|------|---|------|----------|---|--------------|
| 〃 | 二二九号 | 〃 | 〃 | 小林工務所 | 〃 | 行徳三二 |
| 〃 | 三四九号 | 〃 | 〃 | 平和建設有限公司 | 〃 | 西町三〇六 |
| 〃 | 三五三号 | 〃 | 九、二一 | 有限会社 中原組 | 〃 | 東伯郡東伯町浦安二一三八 |
| 〃 | 三五四号 | 〃 | 〃 | 長谷川隆造商店 | 〃 | 倉吉市河原町一、九五九 |
| 〃 | 三五〇号 | 〃 | 九、一三 | 足立組 | 〃 | 境港市明治町七二 |
| 〃 | 一八七号 | 〃 | 九、二〇 | 原田組 | 〃 | 米子市灘町三丁目八 |
| 〃 | 二二八号 | 〃 | 九、二 | 有限会社 田中組 | 〃 | 日野郡溝口町溝口 |
| 〃 | 二三〇号 | 〃 | 九、八 | 松本建設有限公司 | 〃 | 日野郡根雨町根雨四〇六 |

鳥取県告示第五百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、秋里、江津土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和三十一年十月三十一日から同年十一月十九日まで

三 縦覧の場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに、書面をもつ

て知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により秋里、江津土地改良区の定款変更について、昭和三十一年十月二十三日認可した。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

天神野土地改良区

理事 山 本 喜 美 東伯郡関金町大字堀

石田 泰三 松河原

山本 巖 大島居

山崎 爲市 安歩

椿 義久 泰久寺

中嶋 広 松河原

山本 寿雄 倉吉市鴨河内

長谷川 義春 福山

野儀 久市 鴨河内

鉄本 嘉吉 鴨河内

中口 大信 北野

森本 国五郎 小鴨

山脇 明 三 江

北村 豊次郎 志津

藤戸 惣市 黒見

監事 山方 喜好 藤井谷

熊谷 源治 鴨河内

就任した役員の名および住所

天神野土地改良区

上砂見土地改良区

| | | |
|----|---------|-----------|
| 理事 | 高倉米藏 | 東伯郡関金町大字堀 |
| " | 椿義久 | 泰久寺 |
| " | 中嶋広 | 松河原 |
| " | 大田佳孝 | 大鳥居 |
| " | 山本巖 | |
| " | 山崎金松 | 安歩 |
| " | 野儀久市 | 倉吉市福山 |
| " | 幸本金一 | 上古川 |
| " | 山本寿雄 | 鴨河内 |
| " | 熊谷源治 | |
| " | 北村豊次郎 | 志津 |
| " | 亀井梅藏 | 三江 |
| " | 森本晴美 | 北野 |
| " | 上田条治 | 小鴨 |
| " | 藤戸惣市 | 黒見 |
| " | 監事 中口大信 | 北野 |
| " | 鉄本嘉吉 | 鴨河内 |

| | | |
|----|---------|--------|
| 理事 | 田中寿男 | 鳥取市上砂見 |
| " | 財原松藏 | |
| " | 宇治田重平 | |
| " | 小林豊 | |
| " | 東重美 | |
| " | 武田藤市 | |
| " | 山下繁藏 | |
| " | 武田操 | |
| " | 上田隆道 | |
| " | 宮橋勝美 | |
| " | 宇治田亀太郎 | |
| " | 監事 沢田健治 | |
| " | 西村義太郎 | |
| " | 川戸光藏 | |
| " | 小林勲夫 | |

鳥取県告示第五百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により倉吉市ならびに東伯郡羽合町および北条町の境界が変更されたことに伴い倉吉市河北農業委員会ならびに東伯郡羽合町および北条町の農業委員会の区域に十月一日から次のとおり変更があつた。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

倉吉市河北農業委員会に編入した区域

旧東伯郡羽合町大字田後字森三九二の一の二、三九二の二、三九二の五、三九二の七、三九二の八、大樋の口三九三、三九四の一、三九四の二、三九五、三九六の一、三九六の一の一、三九六の三、長砂三二七のうち、三二八のうち、三二九、三三〇のうち、三三二の一のうち、三三二の二のうち、三三三のうち、大河下三九七、三九八、三九八の一、三九八の二のうち、沖河原四六二の一のうち、四六二の二のうち、ならびに右区域内における国有地全部

東伯郡北条町農業委員会の区域に編入した区域

旧東伯郡羽合町大字田後字脊戸八六五の一のうち、八六五の二のうち、八六五の三のうち、八八四のうち、小砂子四九八、四九八の一、四九九、五〇〇のうち、五〇一のうち、五〇三のうち、五〇三の二のうち、五〇四のうち、五〇五のうち、五〇六のうちならびに右区域内における国有地全部

東伯郡羽合町農業委員会の区域に編入した区域

旧倉吉市大字清谷字淵の上三二二の一、三二二の二、三二二の三、三二二から三二二六まで、三二七の一、三二七の二、三二八、三二九の二のうち、三三〇のうち、三三一の二のうち、森三三〇のうち、三三〇のうち、三三〇の五のうち、三三三の一のうち、三三三の二のうち、三一五のうち、三一六のうち、三一七のうち、三一八のうち、三一八の一のうち、三一九の二のうち、三二〇のうち、三二〇の一のうち、三二一のうち、大字大塚字下沖三四六、三四八のうち、野島四〇三、四〇三の一のうち、四〇三の二のうち、四〇四、

四〇五の一のうち、四〇六のうち、十左衛門田六〇四の一のうち、六〇四の二のうち及び東伯郡北条町大字江北字左右田二、六四二の一のうち、二、六四二の三、二、六四二の四、二、六四二の五、二、六四二の六のうち、二、六四二の七のうち、二、六四二の八、二、六四二の九のうち、二、六四二の一〇のうち、二、六四二の一三のうちならびに右区域内における国有地全部

鳥取県告示第五百十一号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

| 種畜証明書番号 | 名前 | 種類 | 飼養者住所氏名 |
|-----------|----|------|--------------|
| 昭三一鳥取一六〇号 | 金露 | 黒毛和種 | 鳥取県東伯郡関金町河本積 |

鳥取県告示第五百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定により、次の土地に立入り、測量および物件の調査を実施する旨中国、四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 起業者 建設大臣
 - 一 事業の種類 千代川改修工事
 - 一 立ち入ろうとする土地の区域鳥取市西大路地内
 - 一 立ち入ろうとする期間
- 昭和三十一年十一月一日から昭和三十一年十一月三十日まで

教育委員会規則

教育長に対する事務委任規則をここに公布する。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十四号

教育長に対する事務委任規則

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- 一 県教育行政の基本方針を定めること。
- 二 学校その他の教育機関の設置および廃止を決定すること。
- 三 学校その他の教育機関の名称を変更すること。

四 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。

五 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。

六 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定または改廃を行うこと。

七 人事の一般方針を定めること。

八 教育長および事務局職員ならびに学校以外の教育機関の職員の任免その他の進退に関すること。

九 教職員の任免その他の進退に関すること。

十 表彰および懲戒に関すること。

十一 社会教育委員その他の法令または条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命または委嘱すること。

十二 前号の委員会、審議会等に対する諮問事項に関すること。

十三 一件三百万円以上の教育財産の取得を申し出ること。

十四 一件三百万円以上の工事の計画を策定すること。

十五 高等学校の通学区域を設定しまたは、これを変更すること。

十六 高等学校の課程の設置および廃止を決定すること。

十七 高等学校入学選抜に関する一般方針を定めること。

十八 文化財の指定または解除に関すること。

十九 市町村教育委員会教育長の承認に関すること。

二十 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十二条第二項の規定による必要な措置を講ずべきことを求めること。

第三条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会にはからなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 各課においては、次の事務をつかさどる。

庶 務 課

一 教育委員会会議に関すること。

二 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。

三 事務局及び学校以外の教育機関の組織に関すること。

四 公印の管守に関すること。

五 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

六 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の恩給及び退職料に関すること。

七 表彰に関すること。

八 教育行財政の総合企画及び評価に関すること。

九 教育の調査及び統計に関すること。

十 統計教育に関すること。

十一 教育委員会の広報事業に関すること。

十二 市町村教育委員会(市町村の組合におかれる教育委員会を含む。)教育長の承認に関すること。

十三 教育研究所に関すること。

十四 公文書の保管に関すること。

十五 各課の連絡協調に関すること。

十六 公立学校共済組合に関すること。

十七 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の組織する職員団体に関すること。

十八 その他他課の所管に属しないこと。

管 理 課

一 教育財産の管理に関すること。

二 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備並びに需要物品に関すること。

三 産業教育の施設設備の振興に関すること。

四 定時制教育、通信教育、理科教育及び学校図書館の施設設備の振興に関すること。

五 建築の設計及び監督に関すること。

六 小学校及び中学校の敷地の設定変更並びに校舎その他建物の管轄、保全の計画及び実施の指導に関すること。

七 小学校及び中学校の施設整備費の補助事業に関すること。

八 小学校及び中学校の統合に関すること。

高 校 教 育 課

一 県立学校の設置、組織編成、管理及び廃止に関すること。

二 県立学校教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

- 三 高等学校の入学選抜に關すること。
- 四 高等学校の通学区域の設定及び変更に關すること。
- 五 高等学校の授業料の減免に關すること。
- 六 盲学校及びろう学校の生徒及び児童の就学奨励に關すること。
- 七 大学入学資格検定に關すること。
- 八 県立学校教職員の恩給及び退職料に關すること。
- 九 県立学校教育職員の免許状に關すること。
- 十 県立学校の教科用図書採扱及び教材の取扱に關すること。
- 十一 県立学校教職員の研修に關すること。
- 十二 県立学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
- 十三 県立学校教職員の組織する職員団体に關すること。

- 一 小学校、中学校及び幼稚園の設置、廃止及び管理

- の指導に關すること。
- 二 小学校及び中学校の教職員の定数及び任免その他の人事に關すること。
- 三 小学校及び中学校の学級編成に關すること。
- 四 小学校及び中学校の教材費に關すること。
- 五 小学校及び中学校の教職員の恩給及び退職料に關すること。
- 六 小学校及び中学校の教育職員の免許状に關すること。
- 七 市町村教育委員会の指導連絡に關すること。
- 八 小学校及び中学校の教職員の研修に關すること。
- 九 公立各種学校の設置及び廃止に關すること。
- 十 小学校及び中学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
- 十一 教育法人（私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く。）に關すること。
- 十二 小学校及び中学校の教科書その他の教材の取扱に關すること。

- 十三 給与事務所に關すること。
- 十四 小学校及び中学校教職員の組織する職員団体に關すること。
- 十五 小学校及び中学校の児童及び生徒の就学免除及び猶予に關すること。

社会教育課

- 一 青少年教育に關すること。
- 二 婦人教育に關すること。
- 三 成人教育に關すること。
- 四 視聴覚教育に關すること。
- 五 社会教育施設に關すること。
- 六 社会教育関係団体に關すること。
- 七 芸能文化の振興に關すること。
- 八 文化財の保護に關すること。
- 九 県立の図書館及び科学博物館に關すること。
- 十 ユネスコ活動に關すること。
- 十一 その他社会教育に關すること。

体育保健課

- 一 社会体育に關すること。
- 二 学校体育に關すること。
- 三 体育施設に關すること。
- 四 レクリエーション運動の指導奨励に關すること。
- 五 学校給食に關すること。
- 六 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。
- 七 学校の保健計画及び安全教育に關すること。
- 八 事務局職員、学校以外の教育機関の職員及び学校教職員並びに生徒、児童及び幼児の保健及び安全に關すること。
- 第十一条から第十一条の三までを削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十六号

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号以下「条例」という。)の規定に基き、職員の勤務時間等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第二条 職員の一週間についての勤務時間は四十四時間とする。

(勤務時間の特例)

第三条 次の各号に掲げる場合においては、前条に定める勤務時間をこえて勤務させることができる。

- 一 運動会、学芸会、卒業式、修学旅行その他これら

に類する行事の行われる場合の週
二 災害その他避けることのできない事由によつて臨時に勤務させる必要がある場合の週

2 前項の週における勤務時間は、そのつど市町村教育委員会が定める。

(代休)

第四条 代休は、代休を与える事由の生じた日から一週間をこえない日までの間において、職員の希望する日に与えなければならない。ただし当該職員について特別の事情のある場合においては、この限りでない。

2 代休は、日又は時間を単位として与えるものとする。

(委任)

第五条 次の各号に掲げる事項は市町村教育委員会に委任する。

- 一 条例第二条第三項に規定する勤務時間の割振りに関すること。

二 条例第三条第二項に規定する休憩時間に関すること。

三 条例第四条に規定する休息時間に関すること。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

- 一日 時 昭和三十一年十一月七日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題
- 1 鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部改正する規則について
- 2 昭和三十一年度教育表彰について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

昭和三十年五月鳥取県公安委員会告示第三号(遊技料金の最高額等)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年十月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

第二号を次のように改める。

二 賞品の種類

- (1) 煙草類
- (2) 菓子類
- 但し包装したもの
- (3) 缶詰類
- (4) 化粧品、日用雑貨品、その他これらに類するもの